

# ① 知っているとおツとできる子育て情報

## 妊 娠



### 1 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊婦健診や出産の記録だけでなく、赤ちゃんの健診や予防接種の記入などの大切な控えになります。お子さんの成長の記録は適宜記載していきましょう。妊娠中、外出する時には必ず健康保険証や診察券と一緒に持ち歩くようにしましょう。



I

妊  
娠

場所	高津区役所地域みまもり支援センター 地域支援課
受付時間	月～金 8:30～17:00
備考	1. 医師または助産師から妊娠と診断されたら妊娠届けを出しましょう。 (受診した病院または区役所地域支援課に用紙があります。 用紙は、ホームページからもダウンロードできます。) 2. 窓口での交付時に、母子健康手帳の利用方法、副読本について説明します。 3. 初めての出産の方には地域みまもり支援センターでの両親学級の案内をしております。体調のこと、その他ご相談・ご質問などありましたら、遠慮なくご相談ください。

### 2 妊婦健康診査

安心して出産を迎えるために、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康状態を確かめることが必要です。このうち14回については、健診費用の一部を川崎市が補助しています。

■高津区役所地域みまもり支援センター  
地域支援課  
☎ 044-861-3315 FAX 044-861-3307

### 3 歯っぴーファミリー健診

妊婦とそのパートナーの健康づくりを目的として歯科健診1回分について費用の一部を助成しています。  
妊婦健康診査費用補助券・歯っぴーファミリー健診受診券は母子健康手帳と一緒に交付されます。

■川崎市健康福祉局保健医療政策部  
歯科保健政策担当  
☎ 044-201-3182

### 4 妊娠中の相談窓口



妊娠中の心・身体・体調の悩みや、出産準備等について相談をお受けします。

■高津区役所地域みまもり支援センター  
地域支援課  
☎ 044-861-3315 FAX 044-861-3307

## 5 入院助産の相談



経済的な理由で、出産が困難な妊産婦の方を援助します。

※ 制度が利用できる医療機関は限られています。  
※ 出産後の申請はできません。

対象は

- ①生活保護受給中の方
- ②市民税非課税世帯等

■高津区役所地域みまもり支援センター  
地域支援課

☎ 044-861-3259 FAX 044-861-3307

## 6 両親学級

I  
妊娠

名称	両親学級
対象	高津区に在住の初めての赤ちゃんを迎える方 (妊娠20週から28週頃)
内容	妊娠中からの健康づくり・赤ちゃん和健康リビング 妊娠中の歯の健康と赤ちゃんの歯を守るために 妊娠中からの豊かな食生活 お産の経過と産後の生活 赤ちゃんとの生活・私たちの子育てプラン ※最新の回数や内容はホームページまたは電話等でお問い合わせください。
費用	無料
場所	高津区役所地域みまもり支援センター 1階保健ホール <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">巻末MAP A-2,C-1</span>
日程	第1～第3火曜(月により変則あり)
時間	9:00～11:30
問合せ先	高津区役所地域みまもり支援センター 地域支援課 ☎044-861-3315 FAX044-861-3307
備考	ご予約は先着順です。詳細は、区ホームページをご覧ください。



※このほかに、①市看護協会による土曜日開催(年間8回)の「プレパパ・プレママ教室」があります。ホームページ(<http://www.kawa-kango.jp>)をご覧ください。

②市助産師会による日曜日開催(年間6回)の「両親学級」(有料)があります。ホームページをご覧ください。(http://kawasaki-josanshi.com)

**先輩ママの話も聞けます！  
妊婦さんも地域子育て支援センターをのぞいてみてね**



結婚してすぐ川崎に転勤で来て、妊娠。「知り合いもないのに赤ちゃんの友だちができるかな?」「赤ちゃんを抱っこしたこともないのに育てられるかな?」と心配ごとがたくさん。親元も遠いし…と思っていた時に、妊婦さんも子育て支援センターに遊びに行っていたのだと知りました。少し勇気がいったけれど思い切って行ってみたら、ママたちとお話できたり、実際に赤ちゃんの様子を見られたり、気になっていた里帰り出産の話も聞けたりしてホッとしました。

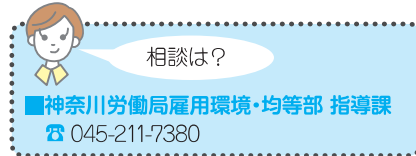
※ 妊婦さん歓迎の子育てサロンもあります。お問合せください。

## 7 働きながらママになる方へ

「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」働く女性の母性健康管理措置、母性保護のための規定などがあります。

- 例) ・勤務時間内の健診が可能
- ・業務内容の変更が可能
- ・産前産後休暇、育児休暇の請求が可能

ぜひ活用しましょう。



### I

妊娠

#### ●母性健康管理指導事項連絡カード

妊娠中や産後1年以内の体の調子によっては会社に業務内容の緩和を申し出る必要があります。しかし、なかなか事業主や上司には言いにくいもの。そこで利用したいのが母性健康管理指導事項連絡カード。現在の症状と必要な措置事項を主治医に記入してもらい、事業主に提出。事業主はその指導事項に則して、作業の軽減や通勤時間の変更などの措置を講じなければなりません。母性健康管理指導事項連絡カードは母子健康手帳の中にあります。拡大コピーして使用するとよいでしょう。または、厚生労働省のホームページからダウンロードもできます。

#### ●出産に関する助成金

出産に関わる助成金については、次のものがあります。もらえるのに申請しなかった! ということがないようにしましょうね。

名称	内容・対象	必要書類	申請先・問合せ先
出産手当金	健康保険に加入している会社員や、共済組合に加入している公務員で産休をとる(健康保険料を払い続ける)被保険者	出産手当金支給申請書	勤務先の担当部署 退職後なら健康保険組合
出生時育児休業給付金 ・ 育児休業給付金	<b>育児休業中の所得の保障と復帰をバックアップするための給付金。</b> ※ただし、育休をとる方のみ(産後も働く方に適用されるお金です)雇用保険加入者で育児休業に入る前の2年間に11日以上働いた月が12か月以上ある方 ※制度についての詳細は、厚生労働省のホームページで確認することができます。	申請書等、勤務先の担当へ問合せ	勤務先の担当部署 ※詳しくは勤務先へお問合わせください。
失業等給付 (受給期間延長)	妊娠・育児により求職活動ができない場合には失業給付が受給できません。受給期間(離職日の翌日から1年)を過ぎますと求職活動をしなくても受給できなくなりますので、受給期間延長制度(最長3年)を申請し、出産・育児後に基本手当(いわゆる失業手当)を受給しながら求職活動ができるようにします。 (基本手当の受給資格) ・原則、離職の日以前2年間12か月以上の被保険者期間が必要です。 ・特定受給資格者・特定理由離職者の場合は、離職の日以前1年間に6か月以上の被保険者期間が必要です。	離職票 母子手帳 本人確認書類 *離職票は会社に請求してください。 *本人確認書類は氏名・住所に変更がある場合に免許証、住民票、国民健康保険証をお持ちください。	●ハローワーク川崎北 ☎ 044-777-8609 巻末MAP A-2



川崎市では、安心して出産・子育てができるよう「出産・子育て応援事業」を開始しました。この事業ではアンケートの内容などをもとに妊娠・出産・子育てについて保健師などの専門職が相談をお受けします（伴走型相談支援）。また、ベビー用品の購入や子育て支援サービス等にご利用頂けるよう妊娠届出後及び出産後にそれぞれ現金5万円を支給します（経済的支援）。

### 対象者及び支給額

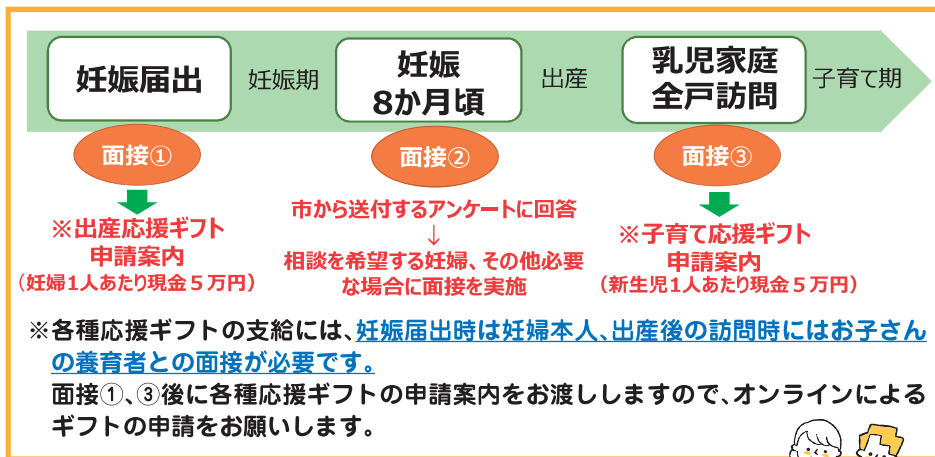
#### ● 出産応援ギフト

妊娠届を提出し面接を受けた妊婦に1人あたり**5万円**を支給します。

#### ● 子育て応援ギフト

子の養育者かつ新生児訪問等で面接を受けた方に新生児1人あたり**5万円**を支給します。  
(多胎の場合は5万円×出産した人数)

### 事業・手続きの流れ



### お問合わせ

出産・子育て応援事業コールセンター  
0120-123-004 (フリーダイヤル)  
受付時間：平日8時30分から17時15分まで



8 高津区近隣の助産師さん・母乳外来のある病院

●高津区近隣の助産師さん



名称	住所	電話番号	診察日
ひまわり母乳育児相談室 高橋早苗	高津区蟹ヶ谷 135-2	☎044-751-9613 ☎080-1023-1452	○基本出張 (応電話相談)
近藤母乳育児相談室 近藤清美	高津区末長	☎090-9139-0540	○出張のみ可 ○月～金9:00～18:00(時間外は要相談)
みぎわ母乳育児相談室 衣川園子	高津区溝口 2-13-28 ファイビル溝ノ口301	☎044-814-1767	○月・水・木・金・日 ○9:00～17:00 ○出張不可
ナチュラル母乳育児相談室 又木由美	高津区溝口	☎090-2520-6804	○出張のみ可 ○月～金(土・日要相談)
ウバウバハウス 岡本助産院 岡本登美子	中原区下小田中 1-6-11	☎044-740-0621	○乳房ケア(施設内) ○月～金9:00～16:00 土 9:00～12:00(予約制・緊急時要相談)
さくらバース 勝俣喜代子	中原区今井南町 30-9	☎044-739-3158	○月～土9:00～12:00 ○出張可(要相談) ○診療時間・応相談
Babys・アイ母乳育児相談室 中村明子	高津区新作	☎090-6515-7214	○月～金(緊急時要相談) ○8:30～16:30 ○出張のみ可
南野川助産院 高山富恵	宮前区南野川 2-27-17	☎090-4739-1390 ☎044-741-2336	○月～金 ○9:00～18:00 ○完全予約制
宮前お産宿 えん助産院 西田つや子	宮前区西野川 1-1-44	☎044-589-7133	○月～金(緊急時要相談)水PM休 10:00～12:30 14:00～16:30 ○出張可
いなだ助産院 岩田美也子	多摩区菅稲田堤 3-4-1	☎044-945-5560	○出張可(要相談) ○月～金 9:30～15:30
はなさき助産院 阿部直美	多摩区東生田 1-6-14-202	☎044-932-4152	○完全予約制 出張不可 ○診療時間・要相談

※最新の情報につきましては、各助産院にご確認をお願いいたします。



おっぱい相談が必要になったら

授乳の方法やお乳のトラブル(張りや詰まり等)で困ったときには、一人で悩まずに助産師に相談して早めに手当てをしましょう。  
\*全て予約制になっておりますので事前にお問合せください。



# 出 産



## 1 赤ちゃんが生まれたら

赤ちゃんが生まれたときの手続きは、次のようなものがあります。  
チェックをしながら確認しましょう。

	手続き	期限	内容	問合せ
<input type="checkbox"/>	出生届の提出	出生日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出生届の用紙は、出産した医療機関・助産所でもらえます。</li> <li>○届出先は、原則は住所地・本籍地・出生地です。</li> <li>○母子健康手帳を持参し、出生届出済証明をしてもらいましょう。</li> </ul>	高津区役所区民課 住民記録第3係 ☎044-861-3165 FAX044-861-3169
<input type="checkbox"/>	出生連絡票の提出	原則 出生日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出生連絡票の提出を元に、「新生児訪問」または「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施しています。母子手帳についているはがき(令和5年8月交付分まで)、または、オンラインで提出してください。</li> </ul>	高津区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課 ☎044-861-3315 FAX044-861-3307
<input type="checkbox"/>	児童手当の申請	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学3年までのお子さんを養育している方に支給されます。</li> <li>○支給の開始は申請月の翌月からです。申請が遅れるとさかのぼって支給されませんのでご注意ください。</li> </ul>	高津区役所区民課 住民記録第2係 ☎044-861-3161 FAX044-861-3169
<input type="checkbox"/>	健康保険への加入	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加入手続きの方法などは、加入する健康保険へ連絡してください。</li> </ul> 川崎市国民健康保険加入者 申請先：区民課 川崎市国民健康保険加入者以外の方 申請先：勤務先の健康保険組合等	川崎市国民健康保険加入者 高津区役所区民課 住民記録第1係 ☎044-861-3161 FAX044-861-3169
<input type="checkbox"/>	小児医療費助成の申請	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○0歳～中学生のお子さんの医療費が助成されます。(中学生は入院のみ。通院の1歳以上は所得制限あり)</li> <li>※令和5年9月から通院医療費助成の対象年齢を中学校3年生まで拡充し、所得制限を撤廃します。</li> <li>○申請時にはお子さんの健康保険証、窓口にお越しなる方の本人確認書類が必要です。オンラインや郵送でも申請可能です。</li> </ul>	高津区役所保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 ☎044-861-3175 FAX044-861-3355
<input type="checkbox"/>	出産育児一時金	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出産したお母さんの加入している健康保険から原則50万円が支給されます。</li> <li>※出産育児一時金を加入している健康保険から直接医療機関に支払い、医療機関での出産費用請求額から差し引いてもらう「直接支払制度」があります。</li> <li>詳細は加入されている保険先にお問合せください。</li> </ul>	川崎市国民健康保険加入者 高津区役所保険年金課 国民健康保険担当 ☎044-861-3174 FAX044-861-3355 川崎市国民健康保険加入者以外の方 勤務先の健康保険組合等

I  
出 産

## 2 各種助成、医療給付、手当等の紹介

種類	対象者	内容	問合せ先
養育医療	体重が2000g以下で生まれたり、身体の発育が未熟なまま出生し、医師が指定養育医療機関に入院が必要と認めたお子さん	指定養育医療機関において治療を受ける場合の入院医療費の一部を負担 ※市内の指定医療機関 ・市立川崎病院 ・日本医科大学武蔵小杉病院 ・聖マリアンナ医科大学病院	高津区役所 地域みまもり支援センター 児童家庭課 ☎044-861-3250 FAX044-861-3351
障害者 自立支援医療 (育成医療)	身体に障がいがある、あるいは医療を行わないと障がいが残るおそれがあると診断された18歳未満のお子さん	指定自立支援医療機関において治療を受ける場合の医療費を助成(保護者の方の所得に応じて自己負担分があります)	
小児慢性 特定疾病医療	特定の疾患にかかり、一定の基準に該当する18歳未満のお子さん(継続者については20歳未満)	指定小児慢性特定疾病医療機関において治療を受けており、かつ対象基準にあてはまる場合の治療費用の一部を市が負担(保護者の所得に応じて自己負担分があります) 《対象疾患区分》 悪性新生物群、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患	
小児ぜん息 患者医療費 支給制度	小児ぜん息(気管支ぜん息またはぜん息性気管支炎)と診断されたお子さんで、市内に引き続き1年以上(3歳未満は6か月以上)居住している方	20歳未満の小児ぜん息にかかっている子どもの小児ぜん息にかかる医療費のうち健康保険診療分の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成	

## 3 赤ちゃん訪問について

川崎市では、安心して子育てできるよう、「新生児訪問」または「こんにちは赤ちゃん訪問」のどちらかを選んでいただいた上で、生後なるべく早い時期に赤ちゃんのいるご家庭すべてを訪問しています。



### ●新生児訪問

訪問指導員(保健師・助産師・看護師)が伺い、赤ちゃんの体重測定をはじめ、お母さん、赤ちゃんの健康状態や育児上の相談をお受けします。健康や育児についてご相談や心配ごとのある方は新生児訪問をご希望ください。

### ●こんにちは赤ちゃん訪問

子育て家庭と地域のつながりをつくることを目的として実施するもので、研修を受けた地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等をお届けします。訪問員は必ず登録証を提示し、玄関先で短時間の訪問となります。

※連絡がなかなか来ないときや急ぎの育児相談があるときには下記担当へご連絡下さい。

■高津区役所地域みまもり支援センター 地域支援課

☎044-861-3315 FAX044-861-3307

## こんにちは赤ちゃん訪問をインタビュー

### 訪問を受けて…コメント

- 訪問員さんと顔見知りになれ、「1人ではない。」という気持ちになり安心しました。
- 近所の情報(遊び場等)をいろいろ聞くことができて参考になりました。

### 訪問をして…訪問員さんのコメント

- 訪問によりママたちには安心感を持ってもらえ、私たちはパワーをもらっています。
- 赤ちゃん訪問を通して町会や自治会との連携が大切だと実感しました。

## 4 出産後のサポート

### ●産後の健康相談

産後の健康確認とともに、これからの健康づくりに向けて、1か月～6か月児のお母さんを対象に行います。

内容：血圧測定、  
個別相談（母の体調相談、母乳相談、ただしマッサージはなし）

### ●家族計画相談

産後の健康相談で個別相談を行っています。電話での相談も行っていきます。


■高津区役所地域みまもり支援センター 地域支援課  
☎044-861-3315 FAX044-861-3307

### ●お母さんの健康づくり

楽しく育児をするためには、お母さんの健康が大事です。健康を確かめる方法として健診があります。女性特有のがん【子宮がん検診:20歳以上の女性市民、2年に1回(隔年度)】【乳がん検診:40歳以上の女性市民、2年に1回(隔年度)】検診は市内の登録医療機関で受けられ生活習慣病予防相談にも応じます。

■高津区役所地域みまもり支援センター 地域支援課  
☎044-861-3315 FAX044-861-3307

## 区役所の窓口

高津区役所地域みまもり支援センター（授乳スペース・オムツ替え台・多目的トイレあり）	
出産・育児・家庭での健康づくりや福祉の様々な事業、相談、情報提供を行っています。	
<b>地域支援課</b> 【3階⑦窓口】 ☎044-861-3315 FAX044-861-3307	☆妊娠したら ・母子健康手帳の交付⇒P6 ・両親学級⇒P7 ☆出産～子育て ・「新生児訪問」または「こんにちは赤ちゃん訪問」P12 ・各種健診⇒P17 ・子育てに関わる相談⇒P78 
<b>保育所等・地域連携</b> 【3階】 ☎044-861-3372 FAX044-861-3307	☆子育て支援事業を展開しています⇒P4（子育てアプリ等でイベント情報等が閲覧できます！） ☆子育てグループに関すること⇒P73
<b>児童家庭課</b> 【4階①窓口】 ☎044-861-3250 FAX044-861-3351	・各種助成・手当・支援制度⇒P11（小児ぜんそく患者医療費支給制度は3階⑥窓口の地域ケア推進課となります） ・認可保育所への入所案内・申込み⇒P22 ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度⇒P83



# 育児のサポート

## 1 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業



母親が出産前後で体を休めたい時や体調不良等のため、育児や家事が困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事のお手伝いをします。

### I

#### 育児のサポート

対象者	市内に居住する産前から産後6か月(例:1月1日をご出産の方は7月1日)を迎える日まで(多胎児の妊産婦については産後1年を迎える日まで)の妊産婦で、体を休めたい時や体調不良等がある人で、昼間他に育児や家事を行う人がいない人
派遣時間・回数	午前8時～午後7時 1回2時間以内、1日2回まで、延べ20回まで(多胎の場合は延べ60回まで)
利用料金	1回あたり1,650円～2,050円 <small>*生活保護受給中または市民税非課税の世帯は、利用料が免除(無料)となります。申請の際に、被保護証明書または世帯全体の非課税証明書が必要です。</small>
申込方法	原則派遣開始希望日の7日前までに、直接下記の認定事業者に申し込んでください。
問合せ	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 ☎044-200-2450 FAX044-200-3638

### ●高津区民を対象とした認定事業者一覧

事業者名	所在地	連絡先	派遣対象区	利用料
特定非営利活動法人 ワークス・コレクティブ ばんじい	中原区木月3-5-32 ホワイトパレス202号室	☎ 044-455-2770 FAX 044-455-2767	高津区の一部 中原区	1,650円/回
特定非営利活動法人 子育て支えあいネットワーク 満 ママのお助け コンシェルジュ事業部	高津区千年新町7-4	☎ 044-872-7111 FAX 044-872-7111	高津区 中原区の一部	2,050円/回
高津家事介護ワークス・ コレクティブほほえみ	高津区下作延2-13-24 たつみ荘2号室	☎ 044-870-0082 FAX 044-870-0124	中原区の一部 高津区	1,650円/回
特定非営利活動法人 ホットスペース中原	中原区下小田中1-19-21	☎ 044-777-7599 FAX 044-777-7509	中原区 高津区の一部	1,860円/回
特定非営利活動法人 ままとんきっず	多摩区布田24-26	☎ 044-945-8662 FAX 044-944-3009	高津区・麻生区 の一部 多摩区	1,860円/回
株式会社mai・chai・mai (マイ チャイ マイ)	中原区下沼部1774 エスポワール21 1F	☎ 044-431-3296 FAX 044-431-3297	全市	2,050円/回
ドゥーラ協会認定 ドゥーラかわさき	中原区丸子通2-444-6	ホームページから お申込みください	全市	2,050円/回
株式会社 ポピンスファミリーケア	東京都渋谷区広尾5-6-6	☎ 03-3447-2292	全市	2,050円/回
株式会社 湘南コンシェル	横浜市西区北幸1-11-1 水信ビル7階	☎ 0800-888-3270	全市	2,050円/回

※最新の事業者情報は市ホームページをご覧ください。

### 産後ケアのご案内

出産後手伝ってくれる人がいなくて不安、お産と育児の疲れから体調がよくないなど支援が必要な方を対象に、産後ケア事業を行っています。川崎市在住の生後4か月未満(36週6日までに出生した方は修正月齢で4か月未満)の赤ちゃんとお母さんが利用できます。

●相談・申し込み：川崎市助産師会 産後ケア事業部 母子保健コーディネーター

☎044(819)4635 はついく 知ろう産後 月～金 10時～16時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

## 2 保育所の一時保育

保護者が週3日以内の就労・就学などで家庭での保育ができない場合や、保護者の病気や入院、冠婚葬祭などの場合、リフレッシュ(買物・映画等)をする場合に、お子さんを一時的に保育します(0歳児～就学前まで)。利用するには、事前に申請、面接をして登録しておく必要があります。詳細は各保育園にお問い合わせください。

- 利用料金：1歳未満児 日額2,900円(誕生日の前月まで)  
1歳以上3歳未満児 日額2,500円  
3歳以上児 日額1,500円(幼児教育・保育の無償化対象に該当する場合、月額37,000円まで無償化)

※ 被保護世帯、市民税非課税世帯、きょうだい、多胎児などへの減免制度があります。  
※ 給食を利用する場合は、別途実費相当額が必要です。

### ●一時保育実施園一覧

園名	利用時間	所在地	連絡先	対象児童
みぞのくち保育園	月～金 8:30～17:00 (土曜・日曜・祝日、 年末年始は休み)	高津区溝口4-19-2	☎ 044-811-5081	生後6か月～
緑の杜保育園		高津区下作延2-6-3	☎ 044-866-6914	おおむね1歳～
すこやか高津保育園		高津区二子5-1-5	☎ 044-833-8862	生後10か月～
たちばな中央保育園		高津区千年1300(橋中学校と併設)	☎ 044-753-2525	生後6か月～
YMCAたかつ保育園		高津区溝口1-19-1	☎ 044-281-7833	離乳食完了後～
末長こくま保育園		高津区末長3-25-5	☎ 044-948-6615	生後6か月～
うめのみ保育園		高津区久地3-13-1	☎ 044-829-1830	離乳食完了後～
すこやか溝口保育園		高津区溝口2-31-1	☎ 044-543-8120	生後10か月～
わかばの杜保育園		高津区子母口378	☎ 044-755-2271	離乳食完了後～
すこやか諏訪保育園		高津区諏訪3-20-15	☎ 044-712-5496	生後10か月～
野川ほのぼの保育園		高津区東野川2-31-8	☎ 044-750-8600	生後5か月～
保育園ゆいまあむ		高津区末長2-15-6	☎ 044-948-6300	生後5か月～
川崎たちばな保育園		高津区向ヶ丘1-3	☎ 044-789-9710	生後5か月～
西高津くさはな保育園		高津区溝口6-10-2	☎ 044-543-9393	生後4か月～

## 3 ふれあい子育てサポート事業

育児の援助を行いたい人(子育てヘルパー会員)と育児の援助を受けたい人(利用会員)が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互による援助活動を行います。利用会員の通院や残業などの際に、子育てヘルパー会員の自宅や地域子育て支援センター等でお子さんを預かったり、保育園や幼稚園へ送迎したりします。事前に会員登録する必要があります。子育てヘルパー会員になるには2日間の研修受講が必要です。

施設名	ふれあい子育てサポートセンター たまご (高津区・宮前区在住の方が対象)
住所・連絡先	住 高津区溝口4-19-2 ☎ 044-811-5761 開設時間 月～金 9:00～17:00
利用料金	月～金の午前8時～午後6時 1時間700円 土日祝及び年末年始(12/29～1/3)、月～金の上記以外の時間帯 1時間900円 利用会員がヘルパー会員に直接支払います。
対象	1. 子育てヘルパー会員(子育ての援助をしたい方) 心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する20歳以上の方 2. 利用会員(子育ての援助をしてほしい方) 生後4か月以上小学校6年生以下の同居児童がいる方 3. 両方会員:ヘルパー会員として活動しながら、利用会員として援助も受ける方
入会登録	利用会員は随時登録。 電話にてふれあい子育てサポートセンターたまごへ直接お問い合わせください。

#### 4 民間の家事・育児サービス

お母さんの体調がすぐれない時や、産前産後で家事や育児が十分に行えない時、また子どもを連れて行けない用事があり「子どもをちょっと預かってほしい」といった時に利用できます。

##### ●事業者一覧

事業者	所在地・連絡先	サービス内容	利用料
特定非営利活動法人 たすけあい だんだん	高津区下作延 2-20-2 コーポ建倉 202号室 ☎ 044-853-1588 FAX 044-871-1561	※産前産後のお手伝い。 ※病気やケガ等で困ったときのお手伝い。(食事づくり、買い物、洗濯、掃除、保育園等の送迎) ※9歳までのお子さんの子守り、留守番。	○登録料 1,000円 ○年会費 なし 月～土9:00～17:00 1,200円/30分 月～土の上記以外の時間帯、及び日曜日 1,400円/30分
(公財) 川崎市シルバー 人材センター	高津区溝口5-15-6 (中部事務所) ☎ 044-822-5031 FAX 044-822-5045	・保育園、幼稚園、小学校への徒歩での送迎。 ・お子様の見守り(宿泊は除く)など。 ・対象 3歳児～小学校6年生まで。 病气療養中は対応いたしかねます。 預かる場所は利用者宅	○送迎のみの場合 (1時間以内)1回 (送り迎え)各1,300円 ○預かり(預かりのみ、または預かりと送迎) (1時間30分以内) 1回1,800円 利用時間 午前8時～午後7時
(公社)全国保育 サービス協会	☎ 03-5363-7455	協会に加入しているベビーシッター会社の紹介	ベビーシッター会社によって異なる。

#### 5 子育て短期利用事業 (ショートステイ・デイステイ)

保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故などにより、ご家庭で一時的にお子さんの育児が困難になった場合に、日中又は宿泊でお子さんを児童養護施設等でお預かりします。(原則6泊7日以内)  
入退所は、原則保護者の送迎となりますが、状況により施設による送迎が可能な場合がありますので、詳細は施設にお問い合わせください。

事業名	事業所名	所在地	利用定員	利用できる方	利用料金	申込み・問い合わせ先
ショートステイ (宿泊)	しゃんぐりら子ども家庭支援センター	幸区東小倉 6-1	2人	市内在住の 0～1歳児	1日 4,300円 ※減免あり	☎044-520-3608 FAX 044-520-3607
	かわさきさくら児童家庭支援センター	多摩区菅稲田堤 1-10-5	5人	市内在住の 0～1歳児	0～1歳児 1日 4,300円	☎044-944-3981 FAX 044-944-3982
ショートステイ・ デイステイ (宿泊・ 日中利用)	あいせん児童家庭支援センター	川崎区浜町 2-22-16	10人	市内在住の 2歳～ 満12歳	1日 2,350円 ※減免あり	☎044-201-4772 FAX 044-201-4773
	SNG児童家庭支援センター	中原区木月伊勢町 3-3	10人			☎044-711-8484 FAX 044-722-3469
	まぎぬ児童家庭支援センター	宮前区馬絹 1-24-5	10人			☎044-863-7855 FAX 044-865-4445
	はくさん児童家庭支援センター	麻生区白山 1-1-5	10人			☎044-712-4073 FAX 044-712-4074

※問合せ時間は、月曜～金曜 9:00～17:00  
(しゃんぐりら子ども家庭支援センター及びはくさん児童家庭支援センターは、9:00～18:00)

# 子どもの健診



## 1 子どもの健診

### ●乳幼児定期健診

川崎市において無料で実施している乳幼児の健康診査です。子どもの成長や発達をパパやママと一緒に確認しながら、いろいろな育児の相談を行っています。

健診についての問合せ先：高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課

☎ 044-861-3315 FAX 044-861-3307

健診種類	対象	受ける場所	お知らせ
3～4か月児健康診査	3か月半から4か月半の児	市内協力医療機関	個別通知
7か月児健康診査	6か月半から7か月半の児	市内協力医療機関	個別通知
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児	高津区役所地域みまもり支援センター	個別通知
3歳児健康診査	3歳6か月児	高津区役所地域みまもり支援センター	個別通知
5歳児健康診査	5歳の誕生日から5歳2か月児	市内協力医療機関	個別通知

※母子健康手帳を忘れずに持っていきましょう。  
※表以外の健診は任意で医療機関で受けることができます。(有料)

### ●歯科健診・歯科相談

高津区役所では、1歳6か月児健診・3歳児健診時に歯科健診を行っているほか、仕上げみがきの実習や歯科健康相談を受けることができる、スマイル歯みがき教室(6歳未満が対象)を実施しています。

予約方法など、詳しくは川崎市ホームページを御確認ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000035458.html>



川崎市 乳幼児歯科

検索

問合せ先：川崎市健康福祉局保健医療政策部 歯科保健政策担当

☎ 044-201-3182

### ●視聴覚検診

3歳児健康診査の時期に実施します。

I

子どもの健診

# 予防接種



## 1 定期予防接種の種類

■ 川崎市予防接種コールセンター

☎044-200-0142  
FAX044-200-3928

### I

#### 予防接種

種類	接種回数	おすすめの接種時期	ワクチンタイプ	
ロタウイルス	2回 又は 3回	初回接種は生後2か月から生後14週6日までに開始 2回目及び3回目は、前回の接種から4週間以上の間隔をおいて受けてください。	経口生ワクチン (接種に使用できるワクチンが2種類あり、使用するワクチンによって接種回数が異なります。)	
Hib感染症 (ヒブワクチン)	初回接種	3回 生後2か月から7か月に至るまでの間に接種を開始 2回目及び3回目は前回の接種から27日(医師が必要と認めた場合は20日)から56日の間隔をおき、生後12か月までに終了するように受けてください。	不活化ワクチン	
	追加接種	1回 初回接種終了後、7月から13月の間		
小児の肺炎球菌感染症	初回接種	3回 生後2か月から7か月に至るまでの間に接種を開始 2回目及び3回目は前回の接種から27日以上の間隔をおき、生後12か月に至るまでに終了するように受けてください。	不活化ワクチン	
	追加接種	1回 生後12か月から15か月に至るまでの間 生後12か月以降に、初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて受けてください。		
B型肝炎	3回	生後2か月から9か月に至るまでの間 27日以上の間隔をおいて2回接種し、1回目から139日以上の間隔をおいて3回目を接種します。	不活化ワクチン	
ジフテリア 百日せき ポリオ 破傷風 1期: DPT-IPV (4種混合) 2期: DT (2種混合)	1期	初回	3回 生後2か月から12か月に達するまでの間 2回目及び3回目は前回の接種から20日から56日の間隔をおいて受けてください。	不活化ワクチン
		追加	1回 1期初回終了後、12月に達した時から18月に達するまで	
	2期	1回 11歳		
BCG(結核)	1回	生後5か月から8か月に達するまでの間	生ワクチン	
麻しん 風しん (MR)	1期	1回 1歳になったらすぐに受けましょう!	生ワクチン	
	2期	1回 小学校入学前の1年間 (4月1日から翌年3月31日まで)		
水痘(水ぼうそう)	2回	生後12か月から15か月の間に1回目、1回目接種後、6月から12月までの間隔をおいて2回目を受けてください。	生ワクチン	
日本脳炎	1期	初回	2回 3歳 2回目の接種は前回の接種から6日から28日の間隔をおいて受けてください。	不活化ワクチン
		追加	1回 4歳 初回(2回)終了後、おおむね1年(11月~13月)後	
	2期	1回 9歳		
ヒトパピローマウイルス感染症 (HPVワクチン)	2回 又は 3回	13歳となる日の属する年度(中学1年生相当) ※対象は女性のみです。 ※接種に使用できるワクチンが3種類あり、使用するワクチンによって接種間隔が異なります。	不活化ワクチン	

川崎市にお住まいの方には、おすすめの接種時期に個別通知をお送りしています。

※母子感染予防として、出生後に抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せてB型肝炎ワクチンの接種を受ける場合、健康保険の適用となり、B型肝炎の定期予防接種の対象とはなりません。2回目及び3回目の接種も同様です。詳しくはかかりつけの医療機関にお問合せください。

## 2 接種の時期と順番について（予防接種の計画を立ててみましょう！）

※任意接種（左表にのっていない予防接種）についてはかかりつけ医にご相談ください。

無料 で受けられる期間   
 任意 予防接種（有料）

年齢	接種回数	1か月 2か月 3か月 4か月 5か月 6か月 8か月 10か月 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 7歳														
		1	2	3	4	5	6	8	10	1	2	3	4	5	6	7
定期 予防 接種	生	① ②	1回目は生後6週以後、2回目は4週以上の間隔をあけて生後24週までに完了（1回目の接種は生後14週6日までにを行うことが推奨されています。）													
		① ② ③	1回目は生後6週以後、2回目、3回目は4週以上の間隔をあけて生後32週までに完了（1回目の接種は生後14週6日までにを行うことが推奨されています。）													
	不	① ② ③	④ 5歳（60月）に至るまで													
	不	① ② ③	④ 5歳（60月）に至るまで													
	不	① ②	③ 1歳に至るまで													
	不	① ② ③	④ 7歳6か月（90月）に至るまで													
	生	①	① 1歳に至るまで 小学校入学前1年間													
	生	① ②	① 1歳になったら早く受けましょう！ ① 生後24月に至るまで ②													
	生	① ②	① ② 生後36月に至るまで													
	不	① ② ③	① ② ③ 7歳6か月（90月）に至るまで													
任意 予防 接種	生	—	② 2回接種													

(生)：生ワクチン (不)：不活化ワクチン  
 (②)：丸数字は何回目の接種かを表します。

- ・「生後〇か月に至るまで」「〇歳に至るまで」とは、誕生日の前日まで接種ができるという意味です。
- ・予防接種を受けた後、同じ種類の予防接種を受けるためには決められた期間をあけなければなりません。
- 注射生ワクチンと次の注射生ワクチン：27日以上（4週間後の同じ曜日）から接種可能
- 新型コロナワクチンと他のワクチンは同時接種できません。  
2週間の間隔をおいてください。

保護者の  
皆さんへ

お子さんにあったスケジュールで！  
かかりつけ医に相談しましょう。

このスケジュールは参考として掲載しており、感染症の流行状況やお子さんお一人お一人の状況によって接種回数やスケジュールは異なります。また、新しいワクチンが承認され、受けられるようになることもあります。接種を希望される場合は、スケジュールも含めて必ず医師にご相談ください。

任意予防接種に係る費用については、全額自己負担です。なお、任意予防接種も、お子さんを感染症から守る大切なワクチンです。



I  
予防接種